

事務処理ミスの状況 令和6年7月公表分

(弘前市総務部人事課)

【 定期公表 1件 】

No.	判明 年月日	概 要	分 類	所管課等
1	R6. 6. 13	所有者が死亡している空き家の改善措置の指導にあたり、相続権を有さない者8名に対し、空き家所有者の法定相続人にあたる旨を記載した文書を誤って送付したものの。	誤送付	建築指導課

事務処理ミス等の概要

課室名: 建築指導課

問い合わせ先: 0172-40-0522

事務処理ミス等の名称	空き家所有者法定相続人の誤認による相続確認の通知誤り
発生日(分かる場合)	令和6年4月22日(月) 時 分
判明日	令和6年6月13日(木) 時 分
事務処理ミス等の概要	所有者が死亡している空き家の改善措置の指導にあたり、相続権を有さない者8名に対し、空き家所有者の法定相続人にあたる旨を記載した文書を誤って送付したものの。
判明した経緯	文書を送付した相手先の依頼を受けた法律事務所から、相続放棄の照会対応について相談があったことを受け、改めて相続権者について確認したところ、通知した8名は当該物件の法定相続人にはあらず、通知が誤りであったことが判明した。
関係者への対応状況	令和6年6月18日付けで、8名全員に謝罪文を送付し、うち連絡先がわかる4名に対して電話で謝罪した。
事務処理ミスの原因	本件においては、直系の最後の相続人が相続放棄を行った時点で相続人不存在となったものの、民法の解釈を誤り、次の順位(空き家所有者の兄弟・姉妹)へ相続権が移行するものと思い込んでしまったことによる。
再発防止のための改善策	複雑な相続関係等の場合は、専門家へ相続人の特定を依頼する等の対応をする。